

## 第10 弁護士による企業の内部統制システム構築・CSR活動推進の支援等

### 1 内部統制システムの強化拡充

2015（平成27）年6月から「コーポレートガバナンス・コード」が東京証券取引所上場企業に適用となり、これら企業では、内部統制システムを中心としたコーポレート・ガバナンス体制の構築とその実効性確保に取り組んでいる。経営の健全化や透明化に向けた取り組みは大会社のみにとどまっていたはず、広く日本の企業社会全体に浸透していくことが望まれる。

コーポレート・ガバナンスの構築・強化には、多くは監査法人及び系列コンサルティング業者が助言等を行っている。しかし、内部統制システム、コーポレート・ガバナンスはリーガルマターであって、弁護士も活躍すべき分野である。

日弁連では、これまでも内部統制システムにかかわるガイドライン、ガイダンスの公表などを行っているが、この分野に対する研究を強化し、さらに弁護士がこの分野で活躍できるよう研修等も強化すべきである。

日弁連は、内部統制システムの強化拡充に関してリードし、企業コンプライアンスに貢献し、法の支配を拡げ、弁護士の業務拡大に繋げるべきである。

### 2 企業の社会的責任（CSR）

CSR（Corporate Social Responsibility）とは、コンプライアンスを当然の前提とした上で、自然環境及び社会の持続可能性を確保すべく、企業が、業務として、企業の各ステークホルダー（利害関係者）の期待にどのように応えるかを自主的に考え、行動することによってこそ、信頼を勝ち得て企業価値を高め、企業の持続可能性も保たれるという考え方である。この考え方は、もともと欧州における失業問題、移民問題、企業による環境破壊に端を発して発展したものである。そのメインテーマは労働問題、人権問題、環境問題に関わることから、本来的に法律家が活躍するフィールドである。

現在、多くの企業が、CSR報告書を作成し公表している。我が国では、環境保護の取組みが先行していたが、人権、労働、消費者の権利、企業統治、公正競争などの社会的項目の重みが増している。これらの社会的項目は、我々弁護士が得意とする分野である。それと同時に、ガイドライン、指標、基準など法的拘束力のない社会規範である、いわゆるソフトローの活用も法律家の新しい分野となる。以上のとおり、企業のCSR推進は、弁護士の新たな活動フィールドになるはずである。

日弁連は、CSR推進のために2008（平成20）年3月に「企業の社会的責任（CSR）ガイドライン2007年度版」（改定2009年度版）を公表した。また、ガイドラインの公表にとどまらずこの成果を運動として展開するため、2009（平成21）年10月、弁護士主体の日本CSR普及協会が設立され、弁護士ならではの視点のもと、企業の社会的責任（CSR）の確立とその普及、啓発などを目的に積極的な活動を展開してきている。2016・2017（平成28・29）年には、有期労働契約の無期転換制度、改正土壌汚染対策法・廃棄物処理法その他公正競争、内部統制に関するセミナーを行うなどの活動を行っている。日弁連は、今後も、これらの活動をバックアップし、連携を強化して、弁護士のこの分野での活動を支援していくべきである。

### 3 企業等不祥事と第三者委員会

企業等不祥事において、CSRの観点から、ステークホルダーに対する説明責任を果たすために、不祥事の原因究明及び再発防止等を目的として、独立性を有する第三者委員会の設置を求められることが多い。日弁連では、2010（平成22）年7月、「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」（改訂2010〔平成22〕年

12月17日)を公表している。日弁連のガイドラインについては、多くの第三者委員会による報告書で、このガイドラインに基づいて調査を行っていることが付記されるようになってきているなど、社会からの評価も高い。

大阪弁護士会では第三者委員会委員推薦制度が設けられているが、東京弁護士会でも同様の制度の構築が望まれる。

今後、弁護士は、第三者委員会の設置と活動が適切になされることを進めることにより、日本における企業活動を適正なものとするを推進するべきであり、今後も取り組みを活発に進めるべきである。

#### 4 ビジネスと人権に関する指導原則

2011(平成23)年6月の国際連合の人権理事会において「ビジネスと人権に関する指導原則:国際連合『保護、尊重及び救済』枠組実施のために」(以下「指導原則」という。)が採択された。日弁連は、指導原則に基づき、2015(平成27)年1月に企業が人権を尊重する責任を果たすための「人権デュー・ディリジェンスのためのガイダンス」(手引き)を公表した。このガイダンス(手引き)により、企業及び企業への助言等を行う弁護士が、指導原則に基づき、人権リスクを評価し、負の影響を回避・軽減するための内部統制システムを構築する際の手引きとして機能することが期待される。

これらに関連して、日弁連は、日本政府に対する「ビジネスと人権に関する国別行動計画に含めるべき優先事項に関する意見書」(2017年〔平成29年〕7月)を公表している。

#### 5 海外贈賄の防止とCSR

2015(平成27)年7月、経済産業省の外国公務員贈賄防止指針が改訂された。また、中小企業庁の「中小企業のための海外リスクマネジメントガイドブック」(2016〔平成28〕年3月)においても、海外の贈収賄が重要なリスクとして挙げられている。

日弁連では、これら企業を支援する弁護士のために、「海外贈賄防止ガイダンス(手引)」を取りまとめている(2016〔平成28〕年7月)。

企業にとって、海外での贈賄防止は、法令遵守、CSRの点からも、不可欠な取組課題となっている。弁護士は、日弁連によるガイダンスを活用し、企業に対し、海外での贈賄防止を積極的に助言し、この問題に取り組むべきである。